

収入保険制度の具体的な仕組み

対象者等

(1) 対象者

- ・ 青色申告を行い、経営管理を適切に行っている農業者（個人・法人）を対象
 - ・ 青色申告を5年間継続している農業者を基本とするが、青色申告（簡易な方式を含む。）の実績が加入申請時に1年分あれば加入可
- ※ 保険方式の補償限度額の上限は、青色申告の実績に応じて次のとおり段階的に引き上げ

加入申請時の 青色申告の実績	保険方式の 補償限度額の上限
1年	基準収入の70%
2年	基準収入の75%
3年	基準収入の78%
4年以上（注）	基準収入の80%

（注）保険期間開始後に得られる加入申請の年分の実績と併せて5年以上となる。

- ※ 青色申告のうち現金主義による所得計算の特例を受けている者は対象外
- ・ 加入するかどうかは農業者の選択（任意加入）

(2) 収入の把握方法

- ・ 農業者が、自己申告により、農産物の販売金額等を記載した加入申請書等とともに、青色申告書等の税務関係書類を提出
- ・ 実施主体が、提出書類の内容をチェック

青色申告とは

<青色申告に必要な書類・帳簿>

青色申告には、「正規の簿記」と「簡易な方式」があります。

○ 正規の簿記（複式簿記）

仕訳帳、総勘定元帳、損益計算書、貸借対照表 など

○ 簡易な方式

正規の簿記までは求めないが、白色申告では求められていない、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、固定資産台帳を整備し、日々の取引を残高まで記帳

<青色申告の主なメリット>

○ 青色申告特別控除

「正規の簿記」の場合は65万円を、「簡易な方式」の場合は10万円を所得から控除可能。

○ 損失の繰越しと繰戻し

損失額を翌年以後3年間（法人は9年間）にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能。

また、繰越しに代えて、損失額を前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受けることも可能。

- ※ 新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

この申請を行えば、その年分の所得から、青色申告を行うことができます（申告時期は翌年2～3月）。

- ※ 青色申告については、各地域の農業協同組合、農業委員会などでも、農業者からの相談や代行サービスなどのサポートをしています。



対象収入

- ・ 自ら生産した農産物の販売収入全体を対象（所得ではない）
- ・ 加工品は原則として販売収入に含めない（ただし、所得税法上の農業所得として申告されているものは含める。このため、精米などの加工品であっても、農業者が自ら生産した農産物を加工して、販売している場合、その収入も含まれる）
- ・ 事業消費及び在庫は販売収入に含める
- ・ 補助金は販売収入に含めない（ただし、実態上販売収入と一体的に取り扱われている、畑作物の直接支払交付金、甘味資源作物交付金、でん粉原料用いも交付金（かんしょ）及び加工原料乳生産者補給金の数量払は含める）

対象要因等

（１）対象要因

- ・ 自然災害に加え、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償の対象（捨て作りや意図的な安売り等は対象外）

（２）保険金等の不正受給防止策

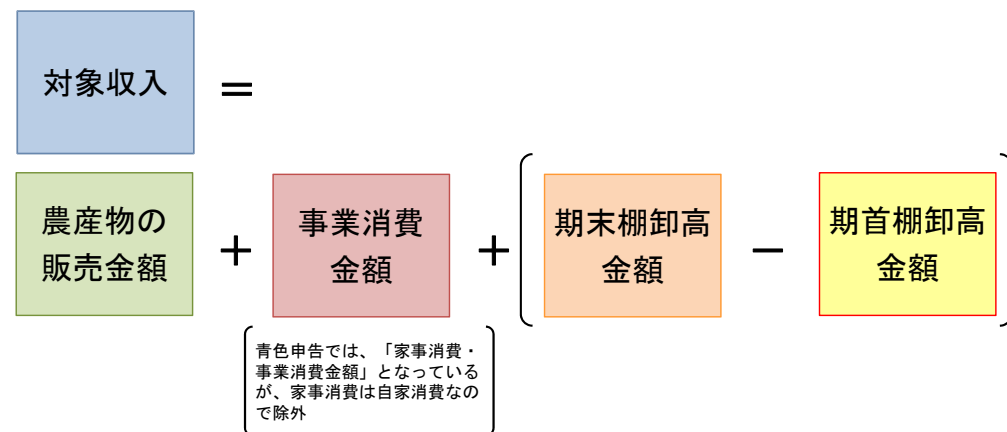
- ・ 農業者は、災害等の事故発生時に実施主体に通知等を行うとともに、実施主体は、必要に応じ、現地調査等を実施
- ・ 不正があった場合は、保険金・特約補てん金を支払わないほか、重大な不正があった場合は、翌年以降の加入を禁止

所得税法上の農業所得として申告されているものの例

- ・ 精米、もち
- ・ 荒茶、仕上げ茶
- ・ 梅干し、干し大根
- ・ 畳表
- ・ 干し柿、干し芋
- ・ 乾しいたけ
- ・ 牛乳 など



収入保険制度の対象収入の算定方法



（注）雑収入については、原則として計算式に入れないが、農産物の精算金など農産物の販売金額と同等のものは、農産物の販売金額に含める。

補償内容

(1) 基準収入

- ・ 農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）とすることを基本とし、保険期間の営農計画も考慮して、基準収入を設定
- ・ 保険期間の経営面積を拡大する場合及び過去の収入に上昇傾向がある場合等は、過去5年間の平均収入（5中5）について上方修正
- ・ 保険期間の収入が過去5年間の平均収入（5中5）よりも低くなると見込まれる場合は、下方修正

(2) 補てん方式

- ・ 「掛捨ての保険方式（保険金）」と「掛捨てとならない積立方式（特約補てん金）」の組合せで補てん。積立方式は農業者の選択

(3) 補償限度額及び支払率

- ・ 保険期間の収入が基準収入の9割水準（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補てん金を支払い
- ・ 補償限度額及び支払率は複数の選択肢を設定
 - ① 保険方式の補償限度額は、基準収入の80%（5年以上の青色申告実績がある場合）を上限に、70%、60%、50%の4刻み
 - ② 積立方式の補償幅は、基準収入の10%又は5%の2刻み
 - ③ 支払率は、90%を上限に、80%、70%、60%、50%の5刻み（なお、積立方式の支払率は、保険方式の支払率以下の割合から選択）

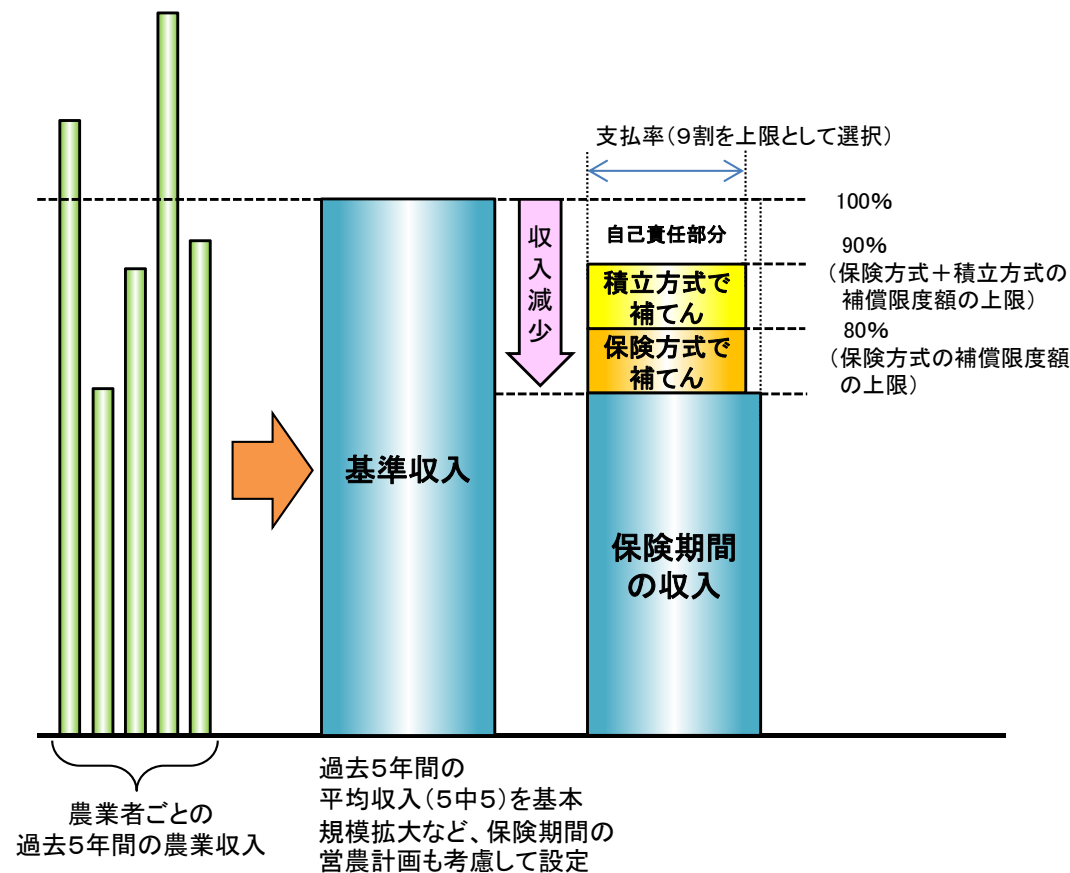
(4) 保険料・積立金

- ・ 保険料・積立金は、全経営体共通で設定
- ・ 保険料率は危険段階別に設定（保険金の受領が少ない者の保険料率は段階的に引き下げ、逆に保険金の受領が多い者は引き上げ）
- ・ 保険料は50%、積立金は75%を国庫補助

(5) 税務上の取扱い

- ① 保険料は必要経費又は損金に算入、積立金は預け金
- ② 保険金と、特約補てん金のうち国庫補助相当分は、保険期間の総収入金額に算入

収入保険制度の補てん方式



(注) 5年以上の青色申告実績がある者の場合

○ 基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度9割（保険8割＋積立1割）、支払率9割を選択した場合の試算

保険料率（試算）

補償限度	保険料率	国庫補助(50%) 後の保険料率
80%	2.0%	1.0%

（注）調査事業において収集した平成18～26年までの農業者ごとの収入データに基づく試算。今後、引き続きデータ収集等を行うこととしており、変更があり得る。

保険料・積立金の金額

農業者が用意すべきお金は、
 保険料は、7.2万円（掛捨て）
 積立金は、22.5万円（掛捨てではない）
 合計 29.7万円

※ 保険料は掛捨てになります。積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。

※ 農業者は保険料・積立金とは別に、事務費を支払います。

補てん金額

収入減少の程度 （保険期間の収入）	補てん金 の合計	保険方式 （保険金）	積立方式 （特約補てん金）	補てん金を含めた 保険期間の収入 （対基準収入）
20% (800万円)	90万円	0万円	90万円	890万円 (89%)
30% (700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円 (88%)
50% (500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円 (86%)
100% (0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円 (81%)

（参考）保険料・積立金の計算方法

・ 保険料

＝基準収入×補償限度(0.8を上限に選択)×
 支払率(0.9を上限に選択)×保険料率

・ 積立金

＝基準収入×積立幅(1割)×支払率(同上)×1/4

加入・支払時期

- (1) 保険期間
 - ・ 個人は1月～12月、法人は事業年度の1年間
- (2) 加入申請
 - ・ 原則として保険期間の開始前までに、加入申請を行い、保険料・積立金を納付（ただし、分割支払も可）
- (3) 補てん金の支払
 - ・ 保険期間終了後の税申告後に補てん金を支払（個人は翌年3～6月）
 - ・ 資金繰り対応のため、実施主体が、災害等により相当の数量減少が生じることが見込まれる場合に、必要に応じて、無利子によるつなぎ融資を実施

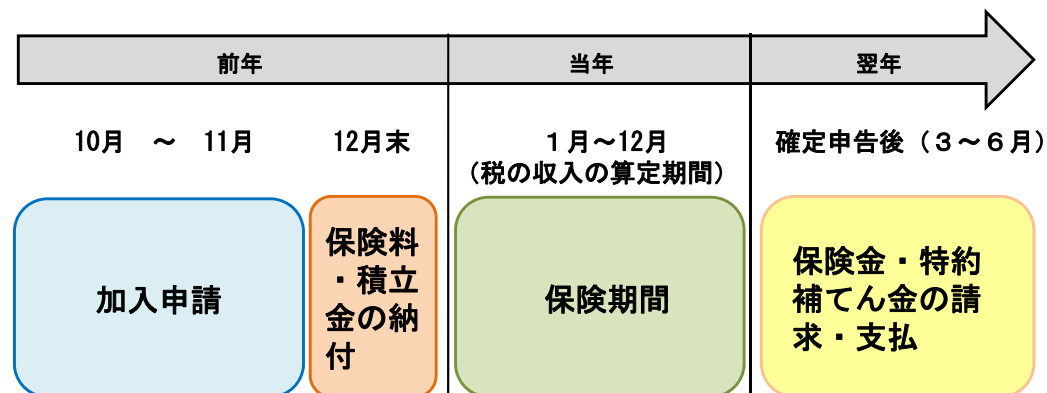
実施主体

- ・ 実施主体は、全国を区域とする農業共済組合連合会（全国連合会）
- ・ 全国連合会から、農業共済組合、市町村等に対して、収入保険制度の加入申請の受付、保険金支払等の手続に係る業務の委託が可能
- ・ 全国連合会は、農業者へのサービス向上を図るため、民間損保会社、国等と積極的に連携

政府再保険

- ・ 不測時に備えて、政府再保険を措置

加入・支払等手続のスケジュール



※ 分割支払も可（最終の納付期限は保険期間の8月末）

（注）個人の場合のイメージ

類似制度との関係

- ・ 収入減少を補てんする機能を有する類似制度との関係については、「選択加入」
- ・ ただし、コスト増も補てんするマルキン等の対象である肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵については、収入保険制度の対象品目から除く

その他

- ・ 制度実施後も、データの蓄積を進めるとともに、農業者のニーズを把握しながら、甚大な被害への対応の在り方等を含め、改善点について、引き続き検討

類似制度との関係

- ・ 農業共済[※]
- ・ 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）
- ・ 野菜価格安定制度
- ・ いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策
- ・ 加工原料乳生産者経営安定対策



収入保険制度とどちらか一方を選択して加入

※ 固定資産の損失を補てんするもの（家畜共済（搾乳牛、繁殖雌牛等）、園芸施設共済（施設内農作物以外）、果樹共済（樹体共済））及び診療費を補てんするもの（家畜共済（病傷共済））を除く

- ・ 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）
- ・ 養豚経営安定対策事業（豚マルキン）
- ・ 肉用子牛生産者補給金制度、肉用牛繁殖経営支援事業
- ・ 鶏卵生産者経営安定対策



左記の畜産品目と他の品目の複合経営の場合は、他の品目は収入保険制度に加入できる

※ 複合経営について、マルキン等の対象畜産物について家畜共済（死廃共済）に加入する場合は、マルキン等の対象畜産物及び関連畜産物（育成牛、子豚、育成豚）以外の他の品目は、収入保険制度に加入できる

農業災害補償制度の見直し

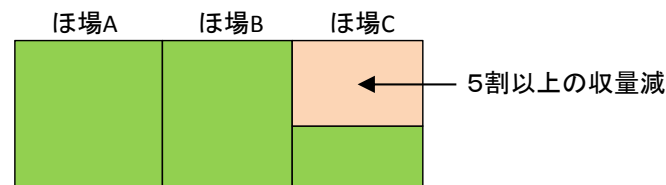
現行	見直し内容
農作物共済の当然加入制の取扱い 米・麦は共済への加入が義務づけ	食糧管理法の廃止など制度自体の前提の変化、収入保険やナラシ等が全て任意加入制であることを踏まえ、任意加入制に移行
引受方式等の取扱い	
① 引受方式 一筆方式 被害ほ場の全筆を農業者が現地調査等を行って損害評価する方式	- 将来に向けて継続が困難であることから、平成33年産まで（大災害等の場合は1年又は2年延長）で廃止 - 農作物共済の他の引受方式に一筆半損特例(※)を導入し、ほ場ごとの深い被害を補償 ※ 収穫量が50%以上減少したほ場がある場合は、坪刈り等を要さず50%減収と評価して支払い
果樹の特定危険方式、園芸施設の短期加入 災害の種類や期間を選択して加入する方式	- 統計データを用いて共済金を支払う方式（地域インデックス方式）を創設 - リスクの予見は困難であり、補償の総合化を図るため、廃止（果樹の特定危険方式は平成33年産までで廃止）
② 補償割合 畑作物、果樹は1種類のみ	複数の選択肢を設ける（現行の補償割合を上限に3刻み）

引受方式

引受方式	支払基準	補償単位	損害評価方法
一筆方式(廃止)	収穫量減少	ほ場	現地調査
半相殺方式	収穫量減少	農業者	現地調査
全相殺方式	収穫量減少	農業者	出荷資料
災害収入共済方式	収穫量減少かつ生産金額減少	農業者	出荷資料
地域インデックス方式(新設)	収穫量減少	農業者	統計データ

- 一筆方式 ほ場ごとに、収穫量が一定割合を超えて減少した場合に共済金を支払い
- 半相殺方式 農業者ごとに、被害ほ場の減収量の合計が一定割合を超えた場合に共済金を支払い
- 全相殺方式 農業者ごとに、収穫量の合計が一定割合を超えて減少した場合に共済金を支払い
- 災害収入共済方式 農業者ごとに、収穫量が減少した場合であって、生産金額の合計が一定割合を超えて減少した場合に共済金を支払い
- 地域インデックス方式 統計データによる収穫量が一定割合を超えて減少した場合に共済金を支払い

一筆半損特例(新設)



全相殺方式ではほ場A～Cの収穫量の合計が平年の9割を下回らないと共済金が支払われないが、全相殺＋一筆半損特例では、目視で5割以上の収量減が見込まれるほ場Cは、坪刈り等を行わず「5割減収」と評価して支払う。（この場合、共済金は、一筆方式では3割を超える減収部分に共済金が支払われることを踏まえ、平年の2割分（5割減収－3割減収）を支払う）

なお、現行の一筆全損特例（「10割減収」と評価して平年の7割分を支払い。）は引き続き措置される。

水稻共済の掛金

(単位:円/10a、平成27年度)

補償割合	6割	7割	8割	9割
一筆方式(廃止)	160	264	—	—
半相殺方式	97(130)	188(222)	379(409)	—
全相殺方式	—	184(212)	351(377)	735(750)
災害収入共済方式	—	210(242)	405(435)	856(876)
地域インデックス方式(新設)	—	63(101)	117(164)	224(280)

(注1)全国的な試算値

(注2)掛金の()内は、一筆半損特例を付加した場合

園芸施設共済の掛金

(現行)パイプハウス10a
被覆期間6か月のみ短期加入

被覆期間の掛金:17,155円

(見直し後)
1年間で加入

被覆期間の掛金 :17,155円

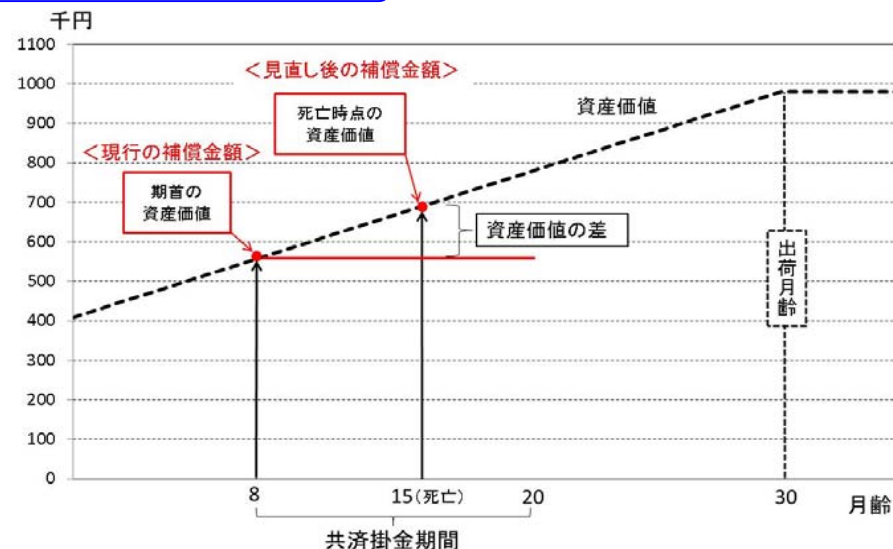
未被覆期間の掛金 : 562円

計 17,717円(3%増)

(注)全国的な試算値

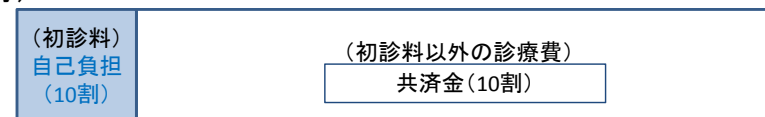
現行	見直し内容
家畜共済の取扱い ① 死傷共済と病傷共済のセット加入 ② 期首の資産価値で補償する方式 ③ と畜場で発見される牛白血病 〔農業者出荷は共済金の対象。 家畜商経由は対象外〕 ④ 初診料は自己負担、それ以外の診療費は共済金で補償 ⑤ 家畜の導入から2週間以内の事故は共済金の請求が不可 ⑥ 家畜の異動の都度、農業者が申告する仕組み ⑦ 共済事故1件ごとに再保険金を支払う仕組み 掛金の取扱い ・ 掛金率は、多くの組合で、農業者一律に設定 ・ 無事戻し 〔組合ごとの判断で掛金を払戻し。国への払戻しはなし〕 農業共済団体のあり方	・ <u>死傷共済と病傷共済に分離し、選択可とする</u> ・ <u>日々価値が増加する肥育牛等は事故発生時の資産価値で補償</u> ・ <u>家畜商経由の場合も共済金の対象</u> ・ <u>平成32年1月から、診療費全体（初診料を含む）の1割を自己負担</u>（現行の自己負担総額と同水準） ・ 請求できる事例（外傷等）を周知 ・ <u>共済加入者間で取引された家畜は請求可とする</u> ・ 期首に年間の飼養計画を申告し、期末に掛金を調整する方法に簡素化 ・ <u>年間の共済金支払が一定水準を超えた場合に支払う方式に変更</u> ・ <u>危険段階別の掛金率を全ての組合で導入</u> ・ 平成33年度までで<u>廃止</u>（なお、移行期間中に無事戻しを行う場合は、国へも払戻し） ・ <u>組織の効率化やガバナンスの強化を図るため、組合の合併規定の整備、国による検査の実施、収入保険事業を行う場合の秘密保持義務等を措置</u>

肥育牛等の補償（イメージ）

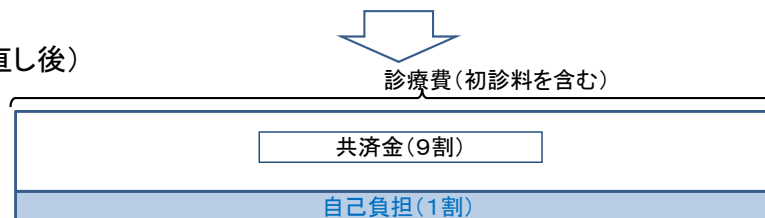


病傷共済の自己負担

（現行）



（見直し後）



（参考）人の健康保険の場合

